

東京外環自動車道 八潮パーキングエリア下部工工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	入札公告(説明書) 4-2.技術評価の評価項目等	評価項目①においては「下部工構築における」と記載していますが、「下部工構築」とは、『設計図③下部工設計図』に示されるコンクリート構造物の施工を対象とお考えでしょうか。『設計図④耐震補強工設計図』に示される「縁端拡幅」、「(梁部)RC増厚補強」、「(柱部)RC巻立て工」の施工も対象となりますでしょうか。ご教示下さい。	下部工構築とは、新規に構築する下部工が対象です。
2	入札公告(説明書) 4-2.技術評価の評価項目等	評価項目①において「下部工構築における、コンクリート打設時および養生時※1の品質確保に関する留意点と対応策※1 コンクリート標準示方書【施工編:施工標準】(2017)における、7.4 打込み、7.5 締固め、7.6 仕上げ、8 章 養生(マスコンクリートに関する内容を除く)に関する内容」と記載していますが、「(マスコンクリートに関する内容を除く)」とは、『8章 養生』に対して係るものでしょうか。もしくは、『7.4 打込み、7.5 締固め、7.6 仕上げ、8 章 養生』の全てに係るものでしょうか。ご教示下さい。	マスコンクリートについては、土木工事共通仕様書8-2-14に示すとおり、別途監督員と受注者との協議し定めるものであることから、技術提案の対象外となります。
3	入札公告(説明書) 4-2.技術評価の評価項目等	評価項目②において「既設高速道路に対する近接施工時及び、供用中の一般道に対する近接施工時における、クレーン作業の安全管理に関する留意点と対応策」とありますが、供用中の一般道には、国道、市道及び歩道が含まれると考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	そのとおりお考え下さい。